

令和6年6月1日

## 生活習慣病管理料（Ⅱ）

★ 対象疾患：脂質異常症・高血圧症・糖尿病

上記疾患のどれかに該当する方は管理の対象となります。当院で治療計画書を作成し、患者様のご署名が必要となります。（初回と4ヵ月毎に）

**28日以上 of 長期投薬が可能です。**

※ 但し、長期投薬で体調管理が出来る場合に限りますので医師にご相談下さい。

弘愛会病院 院長 橘 正人